

職業紹介責任者の兼任のイメージ

職業紹介責任者の専任規制の見直し（案）を図式化。

（現行の取扱い）

事業所：従事者70人

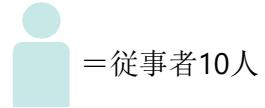
従事者が50人を超えるため責任者は2人以上選任する必要



新設事業所：従事者10人

新たに選任

事業所新設に当たって、新たに職業紹介責任者を置く必要



職業紹介
責任者

=従事者10人

（見直しの方向性）

事業所：従事者70人

専属

従事者が50人を超える場合には、責任者のうち少なくとも1人は専属であることを求めることとする



新設事業所：従事者10人

兼任

新設事業所の体制が整うまでの一時的な特例とし、新設から翌事業年度末までの間、兼任させることができることとする

通算して10年以上の実務経験を求める

責任者1人につき担当する従事者は複数事業所を通じて50人までとする